

4／28（水）の発表

はじめよう、つづけよう。

「新北海道スタイル」



～新型コロナウイルスに強い北海道をつくる～ 新北海道スタイル

報道発表資料の配付日時 4月28日（水）10時00分

発表項目 (行事名)	新型コロナウイルス感染症に関する緊急要請の実施について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>○ 次のとおり、関係大臣に対し、新型コロナウイルス感染症に関する緊急要請を行いましたのでお知らせします（要請書別添）。</p> <p>要請日：4月26日（月）</p> <p>要請先：西村 康稔 経済再生担当大臣 坂本 哲志 内閣府特命担当大臣（少子化対策、地方創生） 梶山 弘志 経済産業大臣 田村 憲久 厚生労働大臣 河野 太郎 行政改革担当大臣</p> <p>対応：道東京事務所を通じて各大臣に要望</p>		
参考			

報道（取材） に当たって のお願い			
他のクラブ との関係	同時配付 同時レク	(場所)	

担当者 (連絡先)	総合政策部計画局計画推進課（担当者：課長補佐 菅原伸一） TEL ダイヤルイン 011-204-5133 内線 23-710
--------------	--

新型コロナウイルス感染症に関する 緊急要請

令和3年4月

北海道
札幌市

北海道においては、現在、札幌を中心に感染者数の増加速度が速まっており、変異株の急速な拡大も相まって、大変強い危機感を持っているところであります。また、札幌市内における入院患者数や重症患者数の急激な増加傾向が続くなど、医療提供体制も一層厳しい状況となっています。

このため、今月 23 日には、人と人との接触機会を徹底して抑えていくため、札幌市内の不要不急の外出自粛や札幌市との往来自粛、公共施設の利用制限のほか、札幌市内全域の飲食店等の営業時間短縮の要請について決定したところであり、これ以上の感染拡大の抑止に向けて、全力で取り組んでおります。

今般、東京都、大阪府、京都府、兵庫県において「緊急事態宣言」が発出され、その他の県においても「まん延防止等重点措置」が適用されておりますが、我が国の三大都市圏を中心としたこの度の措置に伴う時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、道内事業者の多くに甚大な影響が生じることが懸念されます。

国におかれましては、長期に渡る対策により苦境にあえぐ地域経済への総合的な支援のほか、地域の状況や財政状況が厳しい本道の実情を踏まえた支援、さらには、感染拡大防止に不可欠なワクチンの円滑な接種に向けて、特段のご高配を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和 3 年 4 月 26 日

北海道知事 鈴木 直道
札幌市長 秋元 克広

1 新たな政策パッケージによる事業者等への支援について

道ではこれまで、1月から3月の11都府県への「緊急事態宣言」や、現在対象地域が拡大されている「まん延防止等重点措置」が様々な経済的影響を及ぼす中で、特措法に基づく外出自粛や時短要請といった感染症対策を講じてきているが、1年以上にわたる感染症の影響の長期化により、観光・飲食関連をはじめ事業者を取り巻く経営環境は極めて厳しい状況に至っている。

加えて、この度の4都府県への「緊急事態宣言」の発令は、本道経済にさらに大きな影響を及ぼすこととなる。

こうした地域経済の実情を踏まえ、これまで講じてきた事業継続や需要喚起など経済対策の支援メニューと効果を総点検し、再整理した上で、地域において事業者の経営継続と雇用の維持が引き続き確保されるよう、これまで以上に強力な政策パッケージを早急に示すこと。

2 事業継続や雇用維持への支援について

- (1) 緊急事態宣言発令地域やまん延防止等重点措置実施区域以外の地域において、都道府県が独自に取り組む営業時間短縮や外出自粛などに直接・間接の影響を受け、売上の減少した中小事業者に対して支援が必要なことから、それら事業者に対する都道府県の支援措置に対し、国として支援制度を設けること。
- (2) 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置に係る一時支援金については、それら宣言の発令や措置の実施に伴い、対象外の地域の様々な事業者にも経済的な影響が及ぶことから、対象外の地域の事業者にも幅広く支援が及ぶよう制度設計を行うこと。
- (3) 実質無利子・無担保融資を実施するにあたり必要となる信用保証に基づく代位弁済等の都道府県負担への支援を行うこと。

また、日本政策金融公庫の資本性劣後ローンについて、貸付期間の延長等の条件緩和を行うとともに、資本性劣後ローンを対象とする信用保証制度を創設すること。

- (4) 中小企業等事業再構築促進事業や中小企業生産性革命推進事業については、多くの事業者が活用できるよう柔軟な運用を行うこと。
- (5) 持続化給付金や家賃支援給付金の再度の支給や要件緩和・企業規模に応じた支給額の引き上げを機動的に行うこと。
- (6) 雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の特例措置や休業支援金・給付金の更なる延長や対象の拡充を行うこと。また、基金を活用した「緊急雇用創出事業」を早期に創設すること。

3 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について

道内自治体においては、更なる対策に必要な財源が枯渇していることから、地域の感染動向に応じた必要な対策を各自治体が躊躇なく講じることができるように、国から示された5千億円の臨時交付金事業者支援分も含め、財政力に配慮した算定方法により、追加配分するとともに、柔軟な制度運用とすること。

特に、特措法担当大臣との協議を経て実施する、営業時間短縮要請等に係る協力要請推進枠については、国として全面的な財政措置を行うこと。

4 入院受入医療機関への支援について

新たに陽性患者等を受け入れる医療機関においては、多くの医療従事者を必要とし、併せて院内感染を防ぐための病棟改修や備品整備などが必要なことから、引き続き財政支援を行うこと。

特に、夜間や休日における緊急入院の受入れに対して、医療機関への支援に対する経費を新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象とするなど、更なる財政措置を行うこと。

5 ワクチンの円滑な接種について

ワクチンの接種を担う市町村や医療機関が、計画的に接種体制を整備し、円滑に接種を行えるよう、早急にワクチンの供給スケジュールを明確かつ具体的に示すとともに、国民の皆様が安心して接種を受けられるようワクチン接種の必要性や安全性、副反応に係る情報などを、誰もが分かりやすく様々な方法で周知・広報を行うこと。また、北海道及び市町村が取り組む接種体制の整備に対し、十分な財政支援を行うこと。